

Ⅶ その他の改正

1 適格分割及び現物分配の整備並びに適格株式分配の創設

〔制度の概要〕

(1) 適格分割

適格分割とは、次のいずれかに該当する分割で分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式（分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として一定の関係がある法人の株式をいいます。）のいずれか一方の株式以外の資産が交付されないもの（その株式が交付される分割型分割にあっては、その株式が分割法人の株主等の有するその分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるものに限ります。）をいうこととされています（旧法22の十一、旧法令4の3⑤）。

イ 分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による完全支配関係その他の一定の関係がある場合の分割（旧法22の十一イ、旧法令4の3⑥）

ロ 分割法人と分割承継法人との間にいずれか一方の法人による支配関係その他の一定の関係がある場合の分割のうち、一定のもの（旧法22の十一ロ、旧法令4の3⑦）

ハ 分割法人と分割承継法人（その分割が法人を設立する分割である場合にあっては、分割法人と他の分割法人）とが共同で事業を営むための分割として一定のもの（旧法22の十一ハ、旧法令4の3⑧）

（注） 次の用語の意義は、次のとおりです。

イ 分割法人とは、分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいいます（旧法22の二）。以下同じです。

ロ 分割承継法人とは、分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいいます（旧法22の三）。以下同じです。

ハ 分割型分割とは、次に掲げる分割をいいます（旧法22の九）。以下同じです。

(イ) 分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産の全てが分割の日において分割法人の株主等に交付される場合又は分割により分割対価資産の全てが分割法人の株主等に直接に交付される場合のこれらの分割

(ロ) 分割対価資産がない分割（以下「無対価分割」といいます。）で、分割の直前において、分割承継法人が分割法人の発行済株式等の全部を保有している場合又は分割法人が分割承継法人の株式を保有していない場合の無対価分割

ニ 分割対価資産とは、分割により分割承継法人によって交付されるその分割承継法人の株式（出資を含みます。）その他の資産をいいます（旧法22の九）。

(2) 適格現物分配

適格現物分配とは、内国法人を現物分配法人（注1）とする現物分配（注2）のうち、その現物分配により資産の移転を受ける者が現物分配の直前において内国法人との間に完全支配関係がある内国法人（普通法人又は協同組合等に限ります。）のみであるものをいうこととされています（旧法22の十五）。

（注1） 現物分配法人とは、現物分配によりその有する資産の移転を行った法人をいいます（旧法22の六）。以下同じです。

（注2） 現物分配とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）がその株主等に対しその法人の剰余金の配当（一定のものに限ります。）その他一定の事由により金銭以外の資産を交付することをいいます（旧法22の六）。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 適格分割の範囲の拡充

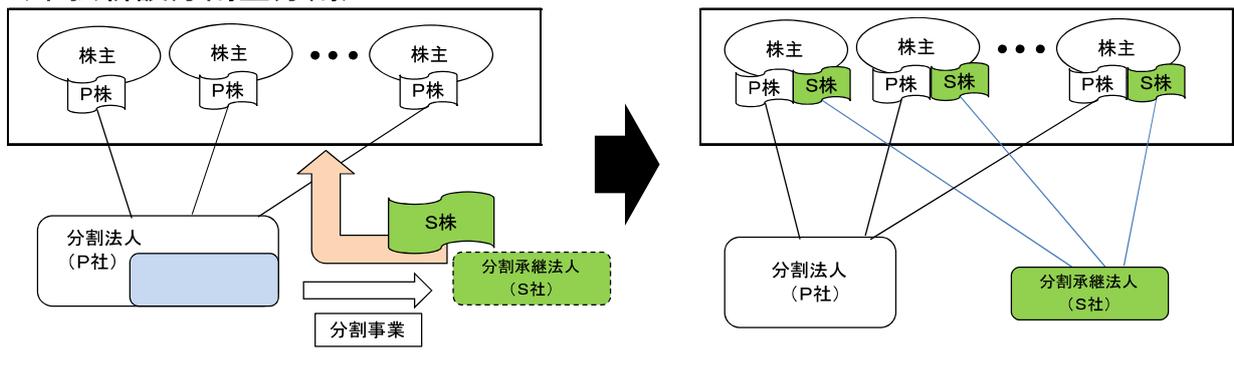
適格分割に、単独新設分割型分割（注）（法第62条の6第1項の規定により分割型分割と分社型分割の双方が行われたものとみなされる分割を除きます。）で、分割法人の分割前に行う事業を分割により新たに設立する分割承継法人において独立して行うための分割として、次の要件の全てに該当するものが追加されました（法22の十一ニ、法令4の3⑨）。

イ 分割の直前に分割法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ、分割後に分割承継法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることを見込まれていないこと。

- ロ 分割前の分割法人の役員等（分割法人の分割事業に係る業務に従事している重要な使用者を含みます。）のいずれかが分割後に分割承継法人の特定役員（社長、副社長その他法人の経営に従事している者をいいます。）となることを見込まれていること。
 - ハ 分割により分割法人の分割事業に係る主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること。
 - ニ 分割法人の分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数の者が分割後に分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。
 - ホ 分割法人の分割事業が分割後に分割承継法人において引き続き行われることを見込まれていること。
- (注) 単独新設分割型分割とは、単独新設分割(*)のうち分割型分割であるものをいいます。以下同じです。
 (*) 単独新設分割とは、法人を設立する分割で一の法人のみが分割法人となるものをいいます(法令4の3⑥一)。

《イメージ図》

(単独新設分割型分割)



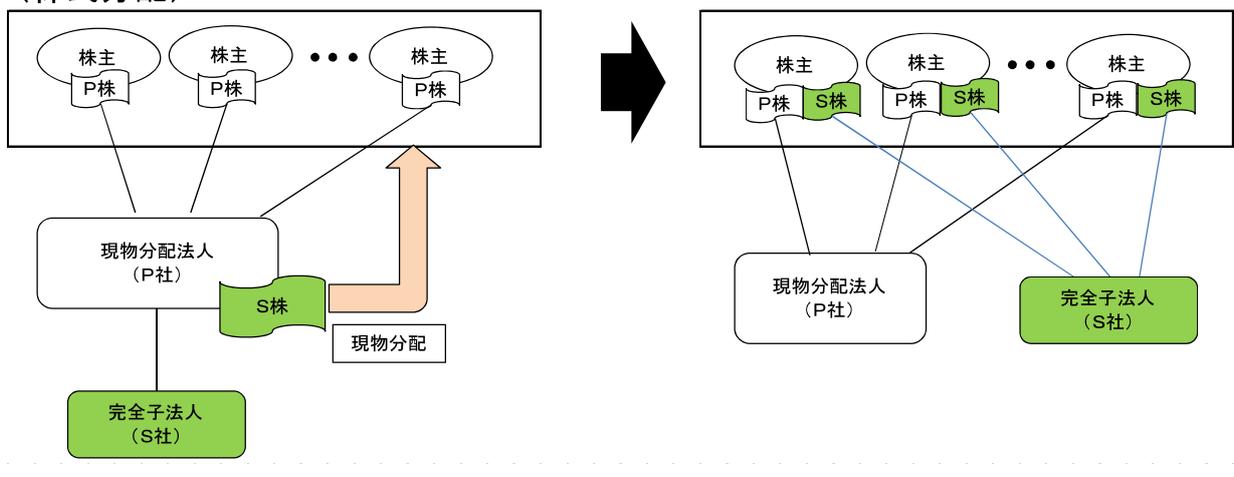
(2) 株式分配・適格株式分配の創設等

イ 株式分配

現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限ります。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等の全部を保有されていた法人（以下「完全子法人」といいます。）のその発行済株式等の全部が移転するもの（その現物分配によりその発行済株式等の移転を受ける者がその現物分配の直前においてその現物分配法人との間に完全支配関係がある者のみである場合におけるその現物分配を除きます。）を株式分配と定義することとされました(法2十二の十五の二)。

《イメージ図》

(株式分配)



ロ 適格株式分配

完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として、次の要件の全てに該当するもの（完全子法人の株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現

物分配法人の株式の数（出資にあつては、金額）の割合に応じて交付されるものに限り、これを適格株式分配とすることとされました（法22の15の3、法令4の3⑩）。

- (イ) 株式分配の直前に現物分配法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がなく、かつ、株式分配後に完全子法人と他の者との間に当該他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと。
- (ロ) 株式分配前の完全子法人の特定役員が全てが株式分配に伴って退任をするものでないこと。
- (ハ) 完全子法人の株式分配の直前の従業者のうち、その総数のおおむね80%以上に相当する数の者が完全子法人の業務に引き続き従事することが見込まれていること。
- (ニ) 完全子法人の株式分配前に行う主要な事業がその完全子法人において引き続き行われることが見込まれていること。

ハ その他

上記の改正に併せて、次の改正が行われました。

- (イ) 現物分配法人が適格株式分配による資産の移転をした場合は、その適格株式分配の直前の帳簿価額による譲渡をしたものとされました（法62の5③）。
- (ロ) 株式分配について、受取配当等の益金不算入制度の対象となる剰余金の配当又は利益の配当から除外した上で（法23①一）、適格株式分配に該当しない株式分配により法人の株主等が交付を受けた資産の価額の合計額のうち、その法人の資本金等の額のうちその交付の基となった株式等に対応する部分を超える部分の金額は、みなし配当の額とされました（法24①三）。
- (ハ) 株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた現物分配法人の株主等は、現物分配法人株式のうち、その交付を受けた完全子法人の株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなすこととされました。この場合において、完全子法人の株式のみが現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数に応じて交付されたときの譲渡対価及び譲渡原価は、完全子法人株式対応帳簿価額（注）として譲渡損益の計上を繰り延べることとされました（法61の2⑧）。

（注） 完全子法人株式対応帳簿価額とは、次により計算した金額をいいます（法令119の8の2①）。

$$\begin{array}{l} \text{株式分配の直前の} \\ \text{現物分配法人株式} \\ \text{の帳簿価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{現物分配法人の株式分配の直前の完全子} \\ \text{法人の株式の帳簿価額に相当する金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{現物分配法人の株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終} \\ \text{了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額} \end{array}}$$

- (ニ) 外国法人が株主等である場合の内国法人の株式等の譲渡による所得に対する課税について、次の見直しが行われました。
 - A 内国法人の特殊関係株主等である外国法人がその内国法人の行った株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合におけるその内国法人の株式等の譲渡による所得について、その譲渡事業年度における課税要件の整備が行われました（法令178⑦二）。
 - B 株式分配により内国法人である現物分配法人の外国法人株主の持株数に応じて外国子法人株式のみが交付される場合には、所有株式（内国法人である現物分配法人の株式をいいます。）の譲渡益（我が国で課税の対象となる国内源泉所得に該当するものに限り、）に対して課税することとされました。ただし、この取扱いは、外国法人株主がその有する恒久的施設において所有株式を管理する場合には、適用しないこととされました（法令184①二十・④）。この場合、外国法人株主がその交付を受けた外国子法人株式をその交付の時にその恒久的施設において管理しなくなったときは、その交付の時に外国法人株主の恒久的施設と本店等との間の内部取引があったものとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額を計算することとされました（法令184③）。

〔適用時期〕

平成29年4月1日以後に行われる分割又は現物分配について適用され、同日前に行われた分割又は現物分配については、従来どおり適用されます（改正法附則11①、改正法令附則2①）。

（注） その他組織再編税制等に関する改正は、51 ページVII 5(1)～(6)(10)(11)(14)～(20)を参照してください。

2 役員給与の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

法人がその役員に対して支給する給与(注)のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされています(旧法34①)。

(注) 次の給与を除きます。

- イ 退職給与
- ロ 旧法第54条の2第1項《新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等》に規定する新株予約権による給与
- ハ イ及びロ以外のものとして職務を有する役員に対して支給するその職務に対する給与
- ニ 法人が、事実を隠蔽し、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する給与

(1) 定期同額給与

その支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与(以下「定期給与」といいます。)でその事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずる一定の給与(以下「定期同額給与」といいます。)(旧法34①一、旧法令69①)

(2) 事前確定届出給与

その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与(定期同額給与及び利益連動給与(利益の状況を示す指標を基礎として算定される給与をいいます。以下同じです。))を除きます。)で、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与(同族会社に該当しない法人が支給するものに限り)並びに旧法第54条第1項《譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例》に規定する特定譲渡制限付株式(将来の役務の提供に係る一定のものに限り)及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式による給与以外の給与にあっては納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合におけるその給与(旧法34①二、旧法令69②)

(3) 一定の利益連動給与

同族会社に該当しない法人がその業務を執行する一定の役員(以下「業務執行役員」といいます。)に対して支給する利益連動給与で、次の要件を満たすもの(旧法34①三、旧法令69⑦~⑫)

- イ その支給額の算定方法が、その事業年度の利益の状況を示す指標を基礎とした客観的なもので、次の要件を満たすものであること。
 - (イ) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。
 - (ロ) その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までに、報酬委員会の決定その他適正な手続を経ていること。
 - (ハ) その内容が、上記(ロ)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていること等一定の方法により開示されていること。
- ロ 上記イの利益の状況を示す指標の数値が確定した後1月以内に支払われ、又は支払われる見込みであること。
- ハ 損金経理をしていること。

【改正の内容】

損金の額に算入される役員給与について、次のとおり見直しが行われました。

《イメージ図》

<改正前（改正部分のみ抜粋）>

- (1) 定期同額給与
1月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与
- (2) 事前確定届出給与
所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（譲渡制限付株式による給与も対象）
- (3) 一定の利益連動給与
イ 利益の状況を示す指標を基礎に算定
ロ 当該事業年度の指標に限定
ハ 確定額を限度とするもの

ニ 非同族会社が支給するもの

※ 退職給与・新株予約権による給与は、上記(1)～(3)にかかわらず、損金算入

○ 譲渡制限付株式・新株予約権による給与
自社の役員等に付与対象が限定（譲渡制限付株式については100%子会社の役員等を含む。）

<改正事項>

- (1) 定期同額給与
源泉徴収等後の金額が同額である定期給与を追加
- (2) 事前確定届出給与
所定の時期に確定した数の株式・新株予約権を交付する給与を追加

(3) 一定の業績連動給与
イ 算定指標に株価・売上高を追加
ロ 複数年度等の指標を追加
ハ 株式・新株予約権の確定した数を限度とするものを追加

ニ 非同族会社の100%子会社が支給するものを追加

※ 退職給与のうち業績連動給与に該当するものを上記(3)の対象とし、新株予約権による給与を上記(2)・(3)の対象とし、各要件を満たす場合に限り、損金算入

○ 譲渡制限付株式・新株予約権による給与
子会社の役員等を付与対象に追加

(1) 定期同額給与の見直し

【制度の概要】の(1)について、次の見直しが行われました。

- イ 定期給与の各支給時期における支給額から源泉税等の額（その定期給与について源泉徴収をされる所得税の額、特別徴収をされる地方税の額、健康保険法その他の法令の規定によりその定期給与から控除される社会保険料の額その他これらに類するものの額の合計額をいいます。）を控除した金額が同額である場合には、その定期給与のその各支給時期における支給額は、同額であるものとみなすこととされました（法令69②）。
- ロ 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について定期同額給与の改定期限の見直しが行われ、その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に2を加えた月数を経過する日までとされました（法令69①一イ）。

(2) 事前確定届出給与の見直し

【制度の概要】の(2)について、次の見直しが行われました。

- イ 所定の時期に確定した数の適格株式（注1）を交付する給与が対象に追加されました（法34①二ロ）。
- ロ (4)の改正に併せて、所定の時期に確定した数の適格新株予約権（注2）を交付する給与が対象に追加されるとともに（法34①二ハ）、その定めの内容に関する税務署長への届出が不要となる給与の対象に将来の役務提供に係る新株予約権による給与が追加されました（法34①二イ、法令69③一）。
- ハ 利益その他の業績を示す指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与が対象から除外されました（法34①二・⑤）。
- ニ 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について事前確定届出給与の届出期限の見直しが行われ、職務の執行の開始の日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に3を加えた月数を経過する日までとされました（法令69④一）。

（注1） 適格株式とは、市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式（その法人又は関係法人（*）が発行したものに限り、）をいいます（法34①二ロ）。以下同じです。

（*） 関係法人とは、役員の職務につき支給する給与（株式又は新株予約権によるものに限り、）に係る株主総会等の決議をする日等（以下「決議日」といいます。）において、その決議日からその株式又は新株予約権を交付する日までの間、その法人と他の法人との間に当該他の法人による支配関係が継続することが見込まれている場合の当該他の法人をいいます（法34⑦、法令71の2）。

（注2） 適格新株予約権とは、その行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権（その法人又は関係法人が発行したものに限り、）をいいます（法34①二ハ）。以下同じです。

(3) 利益連動給与の見直し

〔制度の概要〕の(3)について次の見直しが行われ、一定の業績連動給与を損金の額に算入することとされました。

- イ 算定の基礎となる指標について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限ります。）が追加されるとともに、職務執行期間開始日以後に終了する事業年度等（改正前：当該事業年度）の指標を用いることができることとされました（法 34①三イ、法令 69⑩⑫）。
- ロ 上記イの改正に併せて、損金経理要件について、給与見込額として損金経理により引当金勘定に繰り入れた金額を取り崩す方法により経理した場合も要件を満たすこととされました（法令 69⑰二）。
- ハ 利益の状況を示す指標又は上記イの追加された指標（以下「業績連動指標」といいます。）を基礎として算定される数の適格株式を交付する給与で確定した数を限度とするものが対象に追加されました（法 34①三）。
- ニ (4)の改正に併せて、業績連動指標を基礎として算定される数の適格新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの及び業績連動指標を基礎として行使できる数が算定される適格新株予約権による給与が対象に追加されました（法 34①三）。
- ホ 同族会社のうち同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与が対象に追加されました（法 34①三）。
- ヘ 上記ホの同族会社以外の法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与の手続要件は、その算定方法についてその同族会社以外の法人の報酬委員会における決定等の手続を経て、その給与を支給する法人の株主総会等の決議による決定をすることとされました（法令 69⑱）。
- ト 確定申告書の提出期限の延長の特例に係る税務署長の指定を受けた法人について、業績連動給与の報酬委員会の決定等の手続期限の見直しが行われ、職務執行期間開始日の属する会計期間開始の日からその指定の月数に2を加えた月数を経過する日までとされました（法令 69⑲）。

(4) 退職給与及び新株予約権による給与に係る取扱いの見直し

退職給与で利益その他の業績を示す指標を基礎として算定されるもののうち業績連動給与の損金算入要件を満たさないもの及び新株予約権による給与で事前確定届出給与又は業績連動給与の損金算入要件を満たさないものは、その全額を損金不算入とすることとされました（法 34①）。

(5) 確定した数の株式を交付する定めに基づいて支給する給与に係る費用の額等

所定の時期に、確定した数の株式又は新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する給与に係る費用の額は、交付決議時価額（注）とされました（法令 71 の 3 ①）。

（注） 交付決議時価額とは、交付した株式又は新株予約権と銘柄を同じくする株式又は新株予約権の所定の時期に確定した数を交付する旨の定めをした日における価額をいいます。

〔適用時期〕

平成 29 年 4 月 1 日（〔改正の内容〕の(2)ロ及びハ、(3)ニ並びに(4)に係る部分については平成 29 年 10 月 1 日）以後に支給に係る決議（その決議が行われない場合には、その支給）をする給与について適用されます（改正法附則 1 三、14、改正法令附則 9、改正法規附則 3）。

（注） 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例及び新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等に関する改正については、53 ページⅦ 5 (12)(13)を参照してください。

3 確定申告書の提出期限の延長の特例の整備

〔制度の概要〕

確定申告書を提出する法人が、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、その事業年度以後の各事業年度の確定申告書とその提出期限までに提出することができない常況にあると認められる場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を 1 月間（特別の事情による場合には、税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされています（旧法 75 の 2 ①）。

この申請は、その事業年度終了の日までに、所定の事項を記載した申請書を提出することにより行うこととされています（旧法 75 の 2②、旧法規 36 の 2）。

【改正の内容】

(1) 確定申告書の提出期限の延長の特例を適用することができる場合の見直し

本制度の適用を受けることができる場合は、定款等の定め又はその法人に特別の事情があることにより、その事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合とされました。

この場合には、税務署長は、法人の申請に基づき、各事業年度の確定申告書の提出期限を 1 月間（下記(2)イ又はロに該当する場合には、それぞれに定める税務署長が指定する月数の期間）延長することができることとされました（法 75 の 2①）。

(2) 延長期間について税務署長の指定を受けることができる場合等の見直し

指定を受けることができる場合は次のイ又はロの場合とされ、延長期間はそれぞれ次のとおりとされました。

イ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（法 75 の 2①一）

この場合の延長期間は、その定めの内容を勘案して 4 月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間とされました。

ロ 上記(1)の特別の事情があることによりその事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から 3 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合（法 75 の 2①二）

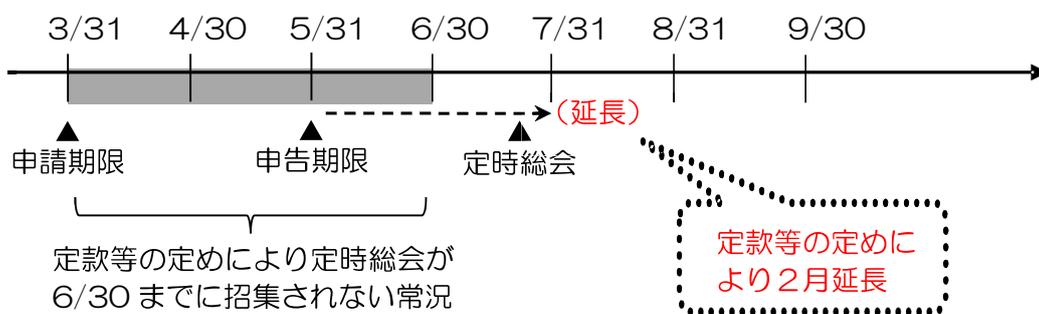
この場合の延長期間は、税務署長が指定する月数の期間とされました。

《上記(2)イのイメージ図》

（3 月 31 日決算法人の場合）

定款等の定め：「当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。」

「当会社の定時株主総会は、毎年 7 月にこれを招集する。」



(3) 申請書の添付書類の創設

定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内にその各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることをその申請の理由とする場合には、申請書にその定款等の写しを添付することとされました（法 75 の 2④）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（法 81 の 24）。

(注) 連結納税制度にあつては、上記(1)について各連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には 2 月間延長することができることとされ、上記(2)について各連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には延長期間についての税務署長の指定を受けることができることとされています。

〔適用時期〕

- (1) 平成29年4月1日から施行されます（改正法附則1）。したがって、同日以後に確定申告書の提出期限の延長の特例の申請を行う場合に適用されます。
- (2) 平成29年4月1日前にされた確定申告書の提出期限の延長の特例の申請であって、改正法の施行の際、提出期限の延長又は却下の処分がされていないものについての処分については、従来どおり適用されます（改正法附則21①、25①）。

（参考） 上記3の適用を受ける場合の定款等の記載例等については、経済産業省ホームページ（www.meti.go.jp/pr/ess/2017/04/20170418004/20170418004.html）をご参照ください。

4 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備

〔制度の概要〕

(1) 中小企業向けの租税特別措置

中小企業向けの租税特別措置として、次のような措置が設けられています。

- イ 中小企業者等に対する年800万円以下の所得に係る軽減税率の引下げ措置（旧措法42の3の2①②）
- ロ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度に係る中小企業者等を対象とする措置（旧措法42の4②）
- ハ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（旧措法42の6①～④）
- ニ 中小企業等の貸倒引当金の特例制度に係る中小法人に対する法定繰入率の選択を認める措置（旧措法57の9①②）
- ホ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（旧措法67の5①） など

(2) 中小企業の範囲

- イ 上記(1)ロの措置において、中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいい（旧措法42の4②）、中小企業者とは、次の(イ)及び(ロ)の法人をいうこととされています（旧措法42の4⑥四、旧措令27の4⑤）。
 - (イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
 - A その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（注）の所有に属している法人
（注） 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。以下同じです。
 - B Aに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
 - (ロ) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ロ 上記(1)ニの措置において、中小法人とは、次の(イ)から(ハ)までの法人をいうこととされています（旧措法57の9①、旧措令33の7①、旧法52①イ～ハ）。
 - (イ) 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人など法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び同法第2条第10項に規定する外国相互会社を除きます。）
 - (ロ) 公益法人等又は協同組合等
 - (ハ) 人格のない社団等

〔改正の内容〕

次の措置について、その適用対象から、中小企業者（注）のうち適用除外事業者に該当するものを除外することとされました。

- (1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度に係る中小企業者等を対象とする措置（措法42の4③）

- (2) 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度に係る中小企業者に対する投資規模要件の引下げ措置（措令 27 の 11 の 3）
- (3) 特定設備等の特別償却制度に係る公害防止用設備の特別償却（措法 43①表一・②）
- (4) 特定設備等の特別償却制度に係る自動車教習用貨物自動車の特別償却（措法 43①表三・②）
- (5) 被災代替資産等の特別償却制度に係る中小企業者等に対する特別償却割合の上乗せ措置（措法 43 の 3①②）

（注） (2)から(5)までの措置における中小企業者は、【制度の概要】の(2)イの中小企業者と同じです。

また、中小企業等の貸倒引当金の特例制度に係る中小法人等に対する法定繰入率の選択を認める措置について、その適用対象から、【制度の概要】の(2)ロ(イ)に掲げる法人のうち適用除外事業者に該当するものを除外することとされました（措法 57 の 9①②）。

○ 適用除外事業者

適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度（以下「基準年度」といいます。）の所得の金額の合計額をその各基準年度の月数の合計数で除し、これに 12 を乗じて計算した金額（一定の事由（注）がある場合には、その計算した金額に一定の調整（注）を加えた金額）が 15 億円を超える法人をいいます（措法 42 の 4⑧六の二）。

（注） 一定の事由とは次の事由等をいい、一定の調整とは次の調整等をいいます（措令 27 の 4⑬～⑰）。

	事 由	調 整
イ	判定法人が設立後 3 年を経過していないこと（ハ又はニに掲げる事由に該当する場合を除きます。）	零とします。
ロ	判定法人の各基準年度で還付所得事業年度（法第 80 条第 1 項に規定する還付所得事業年度をいいます。以下同じです。）であるものの法人税の額について、欠損金の繰戻しによる還付の規定の適用があったこと	各基準年度の所得の金額の合計額から還付所得事業年度である基準年度に繰戻して還付を受けるべき金額の計算の基礎となった欠損金額に相当する金額を控除します。
ハ	判定法人が特定合併等（合併等（合併、分割、現物出資、事業の譲受け又は特別の法律に基づく承継をいいます。）のうち、その事業年度開始の日から起算して 3 年前の日以後に行われた法人を設立するもの等であるものをいいます。以下同じです。）に係る合併法人等に該当するものであること	対象特定合併等（特定合併等のうち、被合併法人等の特定合併等の日以前に開始した各事業年度を合併法人等の事業年度とみなす等により、その被合併法人等のその事業年度が判定法人の事業年度とみなされることとなる場合のその基因となった特定合併等をいいます。以下同じです。）に係る被合併法人等の対象特定合併等の日の前日までに終了した各事業年度等の一定の事業年度の所得の金額を加算します。
ニ	判定法人が連結法人に該当していたこと	各基準年度の所得の金額の合計額に判定法人の各連結事業年度の連結所得の金額を加算します。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 9、68 の 16、68 の 18、措令 39 の 45）。

〔適用時期〕

平成 31 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法附則 1 六、62①、67⑤、75②③、82⑥、4 月改正措令附則）。

（注） 中小企業向け租税特別措置のうち【改正の内容】に掲げるもの以外のものについては、措法に規定されている各措置の適用期限との関係で、平成 31 年 4 月 1 日に適用があることが確定していないことから、同様の改正は行われていません。

5 その他

○ その他、法人税に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 適格株式交換等（法 2 十二の十六・十二の十七、改正法附則 1 三、11②）	○ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による対象法人の完全子法人化について、株式交換と同様に、組織再編税制の一環として位置付け、これらのうち、企業グループ内の株式交換と同様の適格要件に該当する	平 29. 10. 1 以後に行われる株式交換等について適用され、同日前行われた株式交換につ

改正事項	改正の内容	適用時期等
(法62の9①、61の11①四・五、61の12①二・三、改正法附則1三、11②)	<p>ものと適格株式交換を併せて、適格株式交換等とすることとされました。</p> <p>○ 全部取得条項付種類株式の端数処理等による対象法人の完全子法人化を株式交換と同様に位置付けることに伴い、次の措置が講じられました。</p> <p>イ 適格株式交換等に該当しない株式交換等に係るその対象法人が、非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象に追加されました。</p> <p>ロ 適格株式交換等に該当する株式交換等に係るその対象法人が、連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の対象から除外されました。</p>	<p>いては、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
(2) 吸収合併及び株式交換に係る適格要件のうち対価に関する要件(法22の八・十二の十七、改正法附則1三、11②)	<p>○ 合併法人又は株式交換完全親法人が被合併法人又は株式交換完全子法人の発行済株式等の3分の2以上に相当する数等を有する場合におけるその他の株主等に対して交付する資産を除外して判定することとされました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる合併又は株式交換について適用され、同日前行われた合併又は株式交換については、従来どおり適用されます。</p>
(3) 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件(法22の八ロ・十二の十一ロ・十二の十四ロ・十二の十七ロ・十二の十八ロ、法令4の3、改正法附則1三、11②、改正法令附則1一、2②)	<p>○ 当初の組織再編成の後に他の組織再編成が行われることが見込まれている場合の当初の組織再編成の適格要件について、所要の見直しが行われました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる合併、分割、現物出資、株式交換等又は株式移転について適用され、同日前行われた合併、分割、現物出資、株式交換又は株式移転については、従来どおり適用されます。</p>
(4) 単独新設分社型分割及び単独新設現物出資に係る適格要件のうち株式の保有関係(法令4の3⑥一ハ・⑬一ロ、改正法令附則1一、2②)	<p>○ 単独新設分社型分割及び単独新設現物出資における株式の保有関係について、その単独新設分社型分割及び単独新設現物出資の後に分割承継法人及び被現物出資法人を完全子法人とする適格株式分配が見込まれている場合には、適格株式分配後の完全支配関係の継続が不要とされました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる分割又は現物出資について適用され、同日前行われた分割又は現物出資については、従来どおり適用されます。</p>
(5) 分割型分割に係る適格要件のうち株式の保有関係(法令4の3⑥一イ・二イ、改正法令附則1一、2②)	<p>○ 分割型分割における株式の保有関係について、分割承継法人と他の者との間に当該他の者による支配関係がある場合における当該他の者による支配関係の継続を不要とすることとされました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる分割について適用され、同日前行われた分割については、従来どおり適用されます。</p>
(6) 共同で事業を行うための合併・分割型分割・株式交換・株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件(法令4の3④五・⑧六イ・⑳五・㉔五、改正法令附則1一、2②)	<p>○ 共同で事業を行うための合併、分割型分割、株式交換及び株式移転に係る適格要件のうち株式継続保有要件について、組織再編成の対価として支配株主に交付される株式の全部が支配株主により継続して保有されることが見込まれていることとされました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる合併、分割、株式交換又は株式移転について適用され、同日前行われた合併、分割、株式交換又は株式移転については、従来どおり適用されます。</p>
(7) 収益事業の範囲(法令5①十二、改正法令附則4)	<p>○ 収益事業から除外される私立大学が他の者の委託を受けて行う研究に係る請負業の要件について、その委託に係る契約又は協定において、その研究の成果の全部又は一部がその私立大学に帰属すること又はその研究の成果につき学術研究の発展</p>	<p>平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
	に資するため適切に公表されることが定められていること（改正前：実施期間が3月以上であること並びに契約又は協定においてその研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められていること）とされました。	年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 課税所得の範囲の変更等（法10の3①②、52⑫、53⑨、法令14の11①三、措法68の3の4①②、措令39の35の4①三、改正法附則12、74）	○ 普通法人又は協同組合等である生産森林組合が公益法人等に該当することとなる場合には、解散及び設立があったものとみなして、欠損金の繰戻しによる還付の制度を適用する等の措置が講じられました。	平29.4.1後に公益法人等に該当することとなる特定普通法人等について適用され、同日以前に公益法人等に該当することとなった特定普通法人については、従来どおり適用されます。
(9) 納税地等の異動の届出（法20①②、改正法附則13①②）	○ 納税地等に異動があった場合の届出書について、異動後の納税地等の所轄税務署長への提出は不要とされました。	平29.4.1以後の納税地等の異動について適用され、同日前の納税地等の異動については、従来どおり適用されます。
(10) 配当等の額とみなす金額（法令23③十、改正法令附則1一、7）	○ 配当等の額が生ずる基因となる自己株式の取得事由から、全部取得条項付種類株式を発行する旨の定めを設ける定款等の変更に対抗する株主等の買取請求に基づく買取り（全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価としてその株主等に交付するその買取りをする法人の株式が一に満たない端数となる場合に行われるものに限り）が除外されました。	平29.10.1以後に行われる買取りによる取得について適用されます。
(11) 営業権の償却方法（法令59①、改正法令附則8）	○ 営業権の償却限度額の計算について、営業権を事業の用に供した事業年度においては、月割計算を行うこととされました。	平29.4.1以後に取得をする減価償却資産について適用され、同日前に取得をした減価償却資産については、従来どおり適用されます。
(12) 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例（法54①、改正法附則1三、15） (法54①、改正法附則1三、15) (法令111の2③、改正法令附則1一、10①)	○ 本特例の対象に、役務提供を受けた法人以外の法人が交付する特定譲渡制限付株式等が追加されました。 ○ 譲渡制限付株式を対価とする費用について、給与等課税額が生ずることが確定した日（改正前：給与等課税事由が生じた日）において役務提供を受けたものとして、法人税法の規定を適用することとされました。 ○ 非居住者に対して特定譲渡制限付株式等が交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与等課税額が生ずることが確定した日において役務提供を受けたこととすることとされました。	平29.10.1以後にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をする特定譲渡制限付株式等について適用され、同日前にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をした特定譲渡制限付株式等については、従来どおり適用されます。 同 上 同 上
(13) 新株予約権を対価と	○ 本特例の対象に、役務提供を受けた法人以外の法人が交付す	平29.10.1以後にその

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>する費用の帰属事業年度の特例等（法54の2①、改正法附則1三、15）</p> <p>（法令111の3②、改正法令附則1一、10①）</p>	<p>る特定新株予約権等が追加されました。</p> <p>○ 非居住者に対して特定新株予約権等が交付された場合には、その者が居住者であったとした場合に給与等課税事由が生じた日において役務提供を受けたこととすることとされました。</p>	<p>交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をする特定新株予約権等について適用され、同日前にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をした新株予約権等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(14) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度における支配関係がある法人間でみなし共同事業要件を満たさない適格合併等が行われた場合における欠損金の制限措置（法令112⑤一、改正法令附則11①）</p> <p>（法令112⑥三イ・ロ、改正法令附則11①）</p>	<p>○ 支配関係発生日の属する事業年度開始の日（改正前：支配関係発生日）前から有していた資産に係る特定資産譲渡等損失相当欠損金額が制限の対象とされました。</p> <p>○ その適格合併等又は適格組織再編成等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人とする適格合併が行われていた場合等に特定資産譲渡等損失相当欠損金額の基因となる資産から除外されるその帳簿価額が1,000万円未満の資産等の判定時点を支配関係発生日の属する事業年度開始の日（改正前：支配関係発生日）とすることとされました。</p>	<p>平29.4.1以後に最後に支配関係があることとなる被合併法人との間で行われる適格合併等について適用され、同日前に最後の支配関係があることとなった被合併法人との間で行われた適格合併等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p>
<p>(15) 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限措置（法57の2①、81の10①、改正法附則16、23）</p> <p>（法令113の2⑥、155の22①、改正法令附則12、20）</p> <p>（法令113の2⑩二、改正法令附則12）</p>	<p>○ 本措置による制限の対象となる欠損等法人の判定における評価損資産の所有判定時点を特定支配事業年度開始の日（改正前：支配日）とすることとされました。</p> <p>○ 評価損資産の判定時点を特定支配事業年度開始の日（改正前：支配日）とすることとされました。</p> <p>○ 他の者による完全支配関係がある法人が特定支配関係の生じた日以後に解散し、残余財産が確定した場合が制限の対象に追加されました。</p>	<p>平29.4.1以後に他の者との間に当該他の者による特定支配関係を有することとなる場合における適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額について適用され、同日前に他の者との間に当該他の者による特定支配関係を有することとなった場合における適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>同 上</p>
<p>(16) 特定株主等によって支配された欠損等法人の資産の譲渡等損失額</p>	<p>○ 特定支配日の属する事業年度開始の日（改正前：特定支配日）において有する資産を特定資産として、その譲渡等損失額を損金不算入の対象とすることとされました。</p>	<p>特定支配日が平29.4.1以後である場合における特定資産の譲渡等</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>の損金不算入制度(法60の3①、改正法附則17)</p> <p>(法令118の3②、改正法令附則13)</p>	<p>○ 特定資産の判定時点を特定支配事業年度開始の日(改正前:特定支配日)とすることとされました。</p>	<p>損失額について適用され、特定支配日が平29.4.1前であった場合における特定資産の譲渡等損失額については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(17) 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度(法令122の12①四、改正法令附則1一、15)</p>	<p>○ 時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産が除外されました。</p>	<p>平29.10.1以後に終了する事業年度終了の時に有する資産について適用されます。</p>
<p>(18) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入(法62の7②二、改正法附則18)</p> <p>(法令123の8③五、改正法令附則16)</p> <p>(法令123の8⑩三、改正法令附則16)</p>	<p>○ 支配関係発生日の属する事業年度開始の日(改正前:支配関係発生日)前から有していた資産を特定保有資産としてその譲渡等損失額を損金不算入の対象とすることとされました。</p> <p>○ 特定引継資産及び特定引継資産に該当することとされる移転資産から支配関係発生日の属する事業年度開始の日以後に有することとなった資産を除外することとされました。</p> <p>○ 特定引継資産及び特定引継資産に該当することとされる移転資産から除外されるその価額がその帳簿価額を下回っていない資産等の判定時点を支配関係発生日の属する事業年度開始の日(改正前:支配関係発生日)とすることとされました。</p>	<p>平29.4.1以後に支配関係法人との間に支配関係があることとなる場合における特定保有資産の特定資産譲渡等損失額について適用され、同日前に支配関係法人との間に支配関係があることとなった場合における特定保有資産の特定資産譲渡等損失額については、従来どおり適用されます。</p> <p>平29.4.1以後に最後に支配関係があることとなる支配関係法人との間で行われる特定適格組織再編成等について適用され、同日前に最後に支配関係があることとなった支配関係法人との間で行われた特定適格組織再編成等については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(19) 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等(法62の8④⑦、法令123の10⑭、改正法附則19、改正法令附則17)</p>	<p>○ 資産調整勘定又は差額負債調整勘定の損金算入額又は益金算入額の計算について、非適格合併等の日の属する事業年度においては、月割計算を行うこととされました。</p>	<p>平29.4.1以後に行われる非適格合併等について適用され、同日前に行われた非適格合併等については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(20) 非適格株式交換等に係る完全子法人等の有する資産の時価評価制度(法令123の11①四、改正法令附則1一、2②)</p>	<p>○ 時価評価の対象となる資産から、帳簿価額が1,000万円未満の資産が除外されました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる非適格株式交換等について適用されます。</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
(21) 中間申告（法71⑤、81の19⑧、改正法附則1三、20、24）	○ 確定申告書の提出期限の延長の特例制度によりその提出期限が4月間延長されている場合で、かつ、その提出期限が日曜日であること等により通則法の期限の特例の適用がある場合において、その期限の特例の適用がないとした場合の提出期限の翌日からその期限の特例による期限までの間に確定申告書に記載すべき法人税額が確定したときは、中間申告義務の判定上、その事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までに確定したものとみなすこととされました。	平29.10.1以後に納税義務が成立する中間申告書に係る法人税について適用されます。
(22) 内国普通法人等の設立の届出（法規63、64、65①②、改正法規附則5）	○ 法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされました。	平29.4.1以後に提出する届出書について適用され、同日前に提出した届出書については、従来どおり適用されます。
(23) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（措法59の2①⑦、68の62の2①⑦、改正法附則61） （措法59の2①、68の62の2①、改正法附則1十四）	○ 本制度の適用を受ける法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当するもの及びその法人の子会社に該当する法人が有する外航船舶のうち日本船舶に該当しないものについて、本制度の適用を受ける事業年度等においては、特定船舶に係る特別修繕準備金制度、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例等を適用しないこととされました。 ○ 平成32年3月31日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む船舶について本制度を適用することとされました。	平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（平成29年法律第21号）の施行の日から施行されます。
(24) 沖縄の認定法人の課税の特例（措法60①②、68の63①②）	○ 適用期限が平成31年3月31日まで2年延長されました。	—
(25) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の13①～③、68の98①～③、措令39の24③④、39の122①③④、改正法附則1十一）	○ 不適用措置の適用除外となる欠損金額に、設備廃棄等欠損金額（注）が追加され、繰戻しによる還付を請求することができるとされました。 （注） 設備廃棄等欠損金額とは、青色申告書を提出する法人で農業競争力強化支援法の認定事業再編事業者であるものの同法の施行の日から平成30年3月31日までの間に終了する事業年度（事業再編促進機械等の割増償却制度の適用を受ける事業年度を除きます。）において生じた欠損金額のうち、その法人が、その有する国内にある減価償却資産でその事業再編促進対象事業の用に供されていたものにつき、その事業年度において特定事業再編計画に基づく設備廃棄等を行った場合のその設備廃棄等を行ったことにより生じた損失の額に達するまでの金額をいいます。	農業競争力強化支援法（平29.4.28現在審議中）の施行の日以後に終了する事業年度において生じた設備廃棄等欠損金額について適用されます。
(26) 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例（措法67の3①、68の101①）	○ 適用期限が平成33年3月31日まで3年延長されました。	—
(27) 協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例（措法67の8、68の105、措令39の30、39の124の6、改正法附則61）	○ 協同組合等の各事業年度において、その有する連合会等の普通出資につき支払を受ける配当等の額がある場合には、その配当等の額のうち益金の額に算入しない金額は、その出資保有割合にかかわらず、その配当等の額の100分の50相当額とすることとされました。	平29.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。
(28) 投資法人に係る課税の特例（措令39の32の3）	○ 再生可能エネルギー発電設備に係る措置について、再生可能エネルギー発電設備の取得期限が平成32年3月31日まで3年	—

改正事項	改正の内容	適用時期等
⑩)	延長されました。	
(29) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（措法68の4）	○ 適用期限が平成32年3月31日まで3年延長されました。	—